

本日欠席された委員からのご意見等

■中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例（仮称）について

委員名	ご意見等の内容	回答
萩原委員	<p>第2章第8条の付記部分に、男女共同参画社会基本法第14条第3項について述べられているが、どのように書かれているのかわからないため詳しい説明がほしい。その他「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「DV防止法」など包含する法律があるなら、それもどのように述べているのか資料があるといい。</p> <p>前文には日本国憲法からの抜粋が載っており、同様に関連する法律を掲載してほしい。</p> <p>条例そのものの文言に対しての意見はございません。</p>	<p>●男女共同参画社会基本法 第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。</p> <p>●女性活躍推進法 第6条第2項 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。</p> <p>●配偶者暴力防止法 第2条の3第3項 市町村（特別区を含む。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>

以上